

町内飲食店に対して、食料品取扱事業者から購入する食料品の費用の一部を補助します。

▶食料品取扱事業者

- ①浪江町内において食料品等を取り扱う事業者
- ②浪江町内へ食料品を納入することができ、平成22年度及び平成23年度に浪江町に法人町民税を納付している事業者

上記の①、②どちらかの条件を満たす事業者が取扱店となる申請が可能です。

※令和6年4月現在の取扱店は以下の9店舗です。

イオン浪江店、ローソン浪江町役場前店、ローソン浪江下加倉店、めんの旭屋、(株)伊藤商店、柴栄水産、道の駅なみえ、セブンイレブン浪江権現堂店、ファミリーマート浪江きらめき店

▶補助限度額等

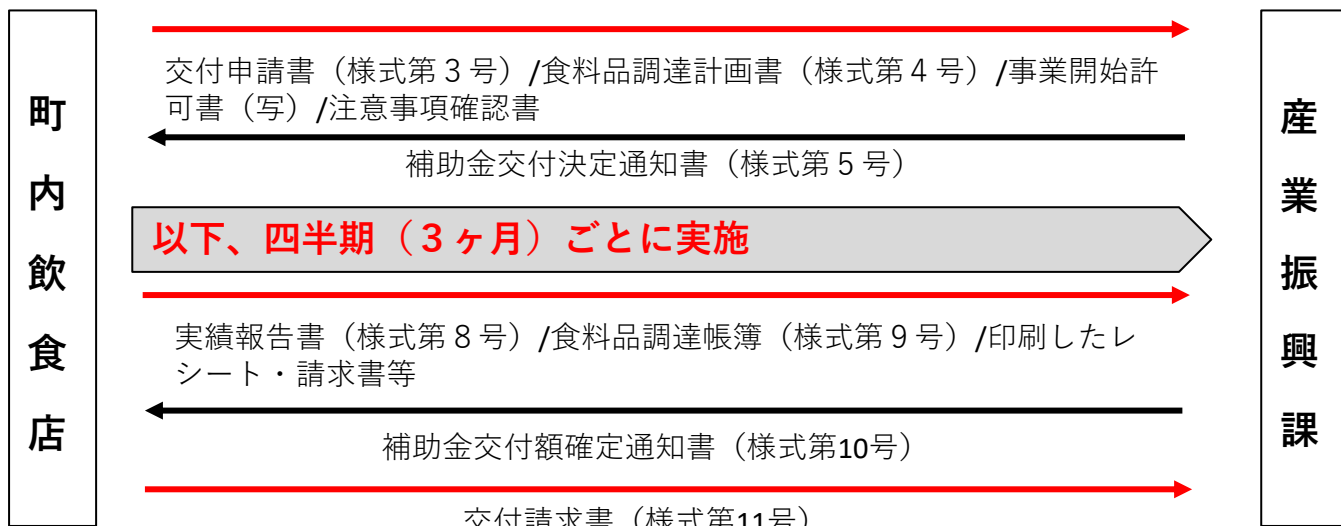
補助対象経費の **3割**（月額上限10万円）

▶対象となる食料品

日本標準商品分類の項目表に掲げるもののうち、
大分類7-食料品、飲料及び製造たばこ＞中分類69～75に分類される食料品並びに
中分類76＞小分類291-みりん及び小分類292-合成清酒を含む。

ただし、中分類75-その他の食品＞小分類39-その他の調理食品は対象外。

▶申請～受領までの流れ



▶留意点

- 交付申請は、その年度にかかる事業費で申請いただきます。
- **実績報告及び請求書の提出期限は以下のとおりです。**
 - 第1四半期（4月～6月）：7/15（火）
 - 第2四半期（7月～9月）：10/15（水）
 - 第3四半期（10月～12月）：1/15（木）
 - 第4四半期（1月～3月）：4/15（水）
- 予算額に達した場合は、予告なく終了する場合があります。あらかじめご了承ください。